

公害関係の届出の手引き

振動規制法

・提出先 市役所 環境課窓口

・提出部数 2部

・「特定施設」：工場又は事業場に設置される施設のうち著しい振動を発生する施設であって政令で定めるもの

・「特定建設作業」：建設工事として行われる作業のうち著しい振動を発生する作業であって政令で定めるもの

届出の種類	内容	手続き根拠	期日	必要書類	添付書類	備考
特定施設設置届	・設置する場合 ^{注1}	法第6条第1項	工事開始の30日前まで	・特定施設設置届出書(様式第1) ・振動の防止の方法(別紙)	・特定施設の配置図 ・特定工場及びその附近の見取り図	受理書(様式第5)の交付(後日)
特定施設使用届	・指定地域の変更 ^{注2} ・特定施設の指定 ^{注3} により既設の施設が特定施設になる場合	法第7条第1項	指定のあった日から30日以内	・特定施設使用届出書(様式第2) ・振動の防止の方法(別紙)	・特定施設の配置図 ・特定工場及びその附近の見取り図	受理書(様式第5)の交付(後日)
特定施設の種類及び能力ごとの数 特定施設の使用の方法 変更届	・特定施設の種類及び能力ごとの数 ^{注4} ・特定施設の使用の方法 ^{注5} を変更する場合	法第8条第1項	工事開始の30日前まで	特定施設の種類及び能力ごとの数 特定施設の使用の方法 変更届出書(様式第3)	・特定施設の配置図 ・特定工場及びその附近の見取り図	受理書(様式第5)の交付(後日)
振動の防止の方法変更届	・振動の防止の方法を変更 ^{注6} する場合	法第8条第1項	工事開始の30日前まで	・振動の防止の方法変更届出書(様式第4) ・振動の防止の方法(別紙)	・特定施設の配置図 ・特定工場及びその附近の見取り図	受理書(様式第5)の交付(後日)
氏名等変更届	・届出者の変更がある場合 ・工場又は事業場の名称及び所在地の変更がある場合	法第10条	変更のあった日から30日以内	・氏名等変更届出書(様式第6)		
特定施設使用全廃届	・届出施設の使用を全て廃止する場合	法第10条	変更のあった日から30日以内	・特定施設使用全廃届出書(様式第7)		
承継届	・譲り受け、又は借り受けた場合 ・相続・合併・分割 ^{注7} のあった場合	法第11条第3項	承継のあった日から30日以内	・承継届出書(様式第8)		
特定建設作業実施届	・指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工する場合	法第14条第1項第2項	開始の7日前までに ^{注8}	・特定建設作業の実施の届出書(様式第9)	・当該特定建設作業の場所の附近の見取り図 ・工程表(特定建設作業の工程の明示されたもの)	

注1 指定地域内において工場又は事業場(特定施設が設置されていないものに限る)に特定施設を設置する場合

注2 新たに指定地域となった際、現にその地域内において工場若しくは事業場に特定施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む)

注3 新たに特定施設となった際、現に指定地域内において工場若しくは事業場(その施設以外の特定施設が設置されていないものに限る)にその施設を設置している場合

注4 特定施設の種類及び能力ごとの数を増加しない場合は届出不要

注5 特定施設の使用開始時刻の繰上げ又は使用終了時刻の繰り下げを伴わない場合は届出不要

注6 振動の増加を伴わない場合は届出不要

注7 相続、合併又は分割(その届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべてを承継させるものに限る)

注8 災害その他非常の事態の発生により建設工事に係る特定作業を緊急に行なう必要がある場合はこの限りではないが速やかに届出なければならない